

# 大東清掃センターごみ焼却施設 維持管理記録

令和8年度

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号イに係る項目】

炉	処分した一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ	t	653.20	677.34										1330.54
2号炉	可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ	t	325.29	136.87										462.16
合計 焼却量		t	978.49	814.21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1792.7

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ロに係る項目】

炉	測定場所	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	協定基準値※
1号炉		測定結果が得られた年月日														
	炉出口	燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	917	915											
	BF入口	集じん器流入燃焼ガス温度	℃	169	166											
	誘引送風機入口	排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	5	6										100	30
2号炉		測定結果が得られた年月日														
	炉出口	燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	928	927											
	BF入口	集じん器流入燃焼ガス温度	℃	170	168											
	誘引送風機入口	排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	4	3										100	30

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ハに係る項目】

炉	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日												
2号炉	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日												

※協定基準値とは大東清掃センターの操業に伴う公害防止に関して周辺自治会と締結した基準値。

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ニに係る項目】

炉	測定場所	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値	協定基準値※			
1号炉	煙突入口	ばい煙濃度	排ガスを採取した月日		5月20日														
			測定結果が得られた月日																
			ばいじん	g/m <sup>3</sup> N													0.15	0.02	
			検査結果	硫酸酸化物	m <sup>3</sup> N/h													30	
			窒素酸化物	ppm		35											250	100	
		塩化水素	mg/m <sup>3</sup> N		2.0											700			
			ppm		1.2												50		
	煙突入口	DXN類	排ガスを採取した月日																
			測定結果が得られた月日																
			検査結果	ng-TEQ/m <sup>3</sup>													5	0.05	
2号炉	煙突入口	ばい煙濃度	排ガスを採取した月日																
			測定結果が得られた月日																
			ばいじん	g/m <sup>3</sup> N														0.25	0.02
			検査結果	硫酸酸化物	m <sup>3</sup> N/h													30	
			窒素酸化物	ppm		32											250	100	
		塩化水素	mg/m <sup>3</sup> N		4.2											700			
			ppm		2.6												50		
	煙突入口	DXN類	排ガスを採取した月日																
			測定結果が得られた月日																
			検査結果	ng-TEQ/m <sup>3</sup>													5	0.05	